

第7章



活用

第7章のサイトマップ

1. 活用の方向性

- (1) 保存と活用の適切なバランスを保つ
- (2) 調査研究の成果を活かしながら、史跡の価値や魅力を積極的に発信する
- (3) 史跡のみならず、地域の歴史文化を総合的に学ぶことができる拠点づくりをめざす

2. 活用の方法

- (1) 史跡公園整備中から実施可能な活用
 - ① 史跡整備の理解を深めるための活用
 - ② 学校教育における活用
 - ③ 生涯学習における活用
 - ④ 文化的観光資源としての活用
- (2) 史跡整備完了後の活用
 - ① 地域における活用
 - ② 史跡の持つ雰囲気を活かしたユニークベニユーの展開や展示空間等の創出

3. 地区区分ごとの活用方法

- (1) A地区（A'地区を含む）
 - ① 方向性
 - ② 方法
- (2) B地区
 - ① 方向性
 - ② 方法

4. 史跡指定地外の活用方法

- (1) 方向性
- (2) 方法

第7章 活用

1. 活用の方向性

第3章で整理した史跡の本質的価値を、後世まで保存し継承していくためには、行政のみならず、地域住民の方々や関係団体、学校教育機関や区内事業所など、多くの人々の協力や連携が欠かせない。そのためには、史跡が持つ価値を誰もが理解できるように顕在化し、地域の大切な文化財として、地域活性化やまちづくりの核となるよう、積極的に活用することが望ましい。

また史跡を歴史的な観点のみで捉えるのではなく、石神井川やその流域の滝野川、王子との関係を考える立地の観点、戦後に研究所や工場として利用された経緯を考え得る科学・産業の観点で捉えることも可能であり、科学や技術の進展や平和利用、産業振興など史跡を総合的に学習できる仕組みが必要である。これらのことを踏まえ、いつまでも愛され、再び訪れたいくなる史跡公園をめざし活用の方向性を以下のように定める。

(1) 保存と活用の適切なバランスを保つ

文化財保護法において、その目的は「文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定されている。さらに平成30年の法律改正を受け、今後はこれまで以上に保存と活用の促進が重要になる。保存と活用は単純な二項対立ではなく、循環関係にあるといえ、文化財の保存に対する気運が高まるように、文化財の魅力を幅広く伝え、その価値の理解を拡げることが重要となる。

しかし、一般的に長い年月を経ている文化財は、程度の差こそあれ劣化しており、取扱いに注意を要する脆弱な一面を持つことは言うまでもない。公開普及といえども、活用の名の下に、文化財がき損されることはあってはならない。

よって、専門的な見地から文化財の種類や性質に十分な配慮をしながら、保存と活用の適切なバランスを見極めた上で、当史跡の積極的な活用をめざす。

(2) 調査研究の成果を活かしながら、史跡の価値や魅力を積極的に発信する

これまで、板橋区は史跡陸軍板橋火薬製造所跡に関する様々な調査研究を実施しており、今後も史跡をより良く理解するために長期的な視点に立ち、学術的調査を継続的に行っていく。様々な学問領域からアプローチし、必要に応じて他自治体、諸研究機関と協力・連携を取りながら、調査研究を推進していく。

そこから得られる成果は、いわば「史跡や地域の魅力」であり、史跡の保存に役立てるのはもちろん、区民をはじめとした様々な人たちへ発信していくことが大切であ

る。

また資料の収集保存や展示等教育普及事業については、板橋区立郷土資料館など区内外の関連施設との連携を図りながら事業を展開していくことを検討する。

(3) 史跡のみならず、地域の歴史文化を総合的に学ぶことができる拠点づくりをめざす

第3章「本質的価値」で確認した通り、史跡を含む当該地域は、加賀藩前田家下屋敷跡や中山道板橋宿が隣接するように、多様で重層性のある歴史を持つ。特に加賀藩下屋敷の歴史は、金沢市と板橋区が友好交流都市協定を結ぶ端緒ともいえる重要な要素であり、火薬製造所としての価値だけに収斂させるのではなく、地域の歴史・文化を総合的に学ぶことができる場として活用することが望ましい。様々な体験型の学習機会や施設を設けることで、体験学習などを通じて来訪者の学ぶ意欲を高め、誰もが板橋の歴史や文化、産業などを学ぶことができ、ひいては郷土板橋を愛する心を醸成していく工夫が必要となる。

2. 活用の方法

(1) 史跡公園整備中から実施可能な活用

① 史跡整備の理解を深めるための活用

史跡公園整備を進めるにあたり、長期の整備設計・工事期間が見込まれているため、グランドオープンまでの史跡活用方法を検討する必要がある。史跡の価値、魅力の共有を図るとともに、史跡整備に対する区民等の理解・協力を得るため、史跡の公開事業等の実施を検討する。また整備内容や整備スケジュールに関する住民説明会などの広報活動も併せて検討する。

なお現在、加賀公園については、常時公園として利用することができる。すでに加賀藩下屋敷を紹介する案内板などが設置されているほか、閉鎖管理を行っている旧野口研究所跡地と旧理化学研究所跡地をフェンス越しに眺めることが可能であり、特に築山の上からは、土塁や射^{しゃだ}塚からなる発射場の遺構を俯瞰的に観察することができ、効果的に公開事業や広報活動を行うことができる。

② 学校教育における活用

史跡陸軍板橋火薬製造所跡に関する資料・パンフレット等の作成、配布及び小中学校への出前講座によって、地域の歴史や文化の理解促進を図っていく。また、社会科見学を積極的に受け入れ、地域に残る文化財を身近に感じてもらうことも重要である。さらに学校教育との連携を考える上では、児童・生徒だけでなく、教員に対しても史跡に対する理解を促し、様々な教育上の活用方法があることや、そのてびき等を作成

し紹介するなどの工夫も必要である。

さらに高校や大学と協力・連携し、近代産業史、建築史、地域史など様々な分野から当史跡の持つ歴史、現存する建造物や遺構などを研究対象として有意義に活用してもらうことも可能である。

③生涯学習における活用

これまで生涯学習課において、史跡に関係する文化財講座や見学会を実施しており、史跡公園のグランドオープンに向けて、今後もこうした史跡の価値や魅力を伝える事業を継続的に実施していく。

なお史跡整備完了後においても、現地の見学会や公開講座、シンポジウムを継続し、来場者の学びの場としての史跡活用をめざす。併せて今後継続する調査研究の成果についても、シンポジウム等で積極的に公開し、新たな史跡の価値を来場者に提示することで区民をはじめとした多様な人々に還元するよう努める。

④文化的観光資源としての活用

当史跡の持つ歴史は、学術的な価値のみならず、観光等の視点からも重要な価値を持っており活用を図る必要がある。史跡陸軍板橋火薬製造所跡は、加賀藩前田家の下屋敷の跡地に設置されたものであり、平成20年7月板橋区は、前田家の国元である石川県金沢市と友好交流都市協定を結んだ。それ以来、金沢より飛脚で氷を運んだ江戸時代の御用に因んだ氷室の雪氷の贈呈等のイベントの開催や、金沢市の魅力を学習する「かなざわ講座」や「加賀藩学講座」等の生涯学習事業の実施など、両都市が様々なかたちで交流を深めている。また協定の締結と両都市の交流を記念し、区立加賀公園には尾山神社の社門のステンドグラスを模した「板橋区と金沢市との友好交流都市協定締結記念碑」が設置されている。

また第3章「本質的価値」でも示した通り、戦時中、理化学研究所の仁科研究室が旧金沢医科大学（現金沢大学医学部）に疎開していた点や、野口研究所の創設者である実業家野口遵も加賀藩士を祖とするなど、近代以降の史跡の歴史を理解する上でも、金沢市と板橋区との関係は重要である。

両都市が近世以来の歴史的・文化的な関係の中で様々なつながりを持ち、現在においても活発な交流を続けていることを踏まえ、史跡公園において展開する事業では、金沢市との交流を尊重し、両都市の歴史・文化を様々な視点から学習できる展覧会や講座、見学会などの展示等教育普及事業を企画・実施し、ひいては史跡公園が地域の観光資源の核となって、周辺地域の地域振興、産業振興、商業振興に良い影響を与える存在として親しまれることをめざす。

(2) 史跡整備完了後の活用

①地域における活用

板橋区加賀地区周辺には、史跡陸軍板橋火薬製造所跡のほか、「圧磨機圧輪記念碑」や「旧東京第二陸軍造兵廠建物群（東京家政大学構内）」など、区に指定、登録されている文化財が点在している。これら文化財を結び、周辺地域を回遊できるルートを設定することで、歴史文化を活かしたまちづくりに資する活用をめざす。また、JR埼京線を挟んだ北区側には東京第一陸軍造兵廠の遺構が残っており、近代化遺産を軸にした北区との連携も視野に入れ活用方法を検討する。

②史跡の持つ雰囲気を活かしたユニークベニユーの展開や展示空間等の創出

近代化遺産である当史跡には、高い土塁に囲まれた発射場、明治期の煉瓦造建造物である物理試験室、火薬の試験や保管という特殊な用途に用いられた弾道管や加温貯蔵室などの諸施設など、他事例には見られない独特な雰囲気を持つ構成要素が数多く現存している。こうした独特な雰囲気は、紛れもなく史跡の魅力のひとつである。

上述の点を史跡の活用という観点から捉えると、近年全国の史跡、名勝、重要文化財（建造物）等で催されているユニークベニユー（※）、または文化財建造物の博物館および美術館としての活用など、史跡の持つ雰囲気を活かした活用方法を検討することが可能である。近隣の施設等で開催される展示会や会議等と連携し、周辺を回遊できる事業の展開や、レセプションや会議の会場としての利用などが想定される。

近年は重要文化財（建造物）などを展示施設として整備し、煉瓦造りの壁面やトラス構造の小屋組等の建築手法をそのまま残し、歴史的な雰囲気を活かした展示室等を持つ事例が、全国的に多く確認できる。建造物が多く残る当史跡では、建物の持つ雰囲気を活かしたガイダンス施設、およびその内部の展示空間を創出することが可能である。

こうした史跡の魅力を活かした活用方法は、従来史跡に興味・関心が薄い利用者が史跡を訪れ、史跡に親しむきっかけを生み出すことができる。ひいては文化財保護に対する理解を広げることにもつながる効果的な施策である。

※ユニークベニユーとは、博物館や美術館、歴史的建造物などで、会議やレセプションなど、本来の用途・機能とは異なる利用によって、特別感や地域特性を演出することを指す。

3. 地区区分ごとの活用方法

史跡指定地全体の活用については、「1. 活用の方向性」、「2. 活用の方法」で示した通りであるが、「第5章 基本方針」で確認したように、地区ごとに史跡の立地環

境や遺構・建造物の遺存状況が異なるため、本項では地区区分ごとの公開・活用の方向性及びその方法を示す。

(1) A地区（A'地区を含む）

①方向性

A地区は第5章3「整備の基本方針」（184頁参照）で示した通り、石神井川南岸の旧野口研究所跡地と区立加賀公園を指し、発射場や燃焼実験室等の遺構・歴史的建造物が残る西側と、公園造成により地上に顕著な遺構が確認できない東側（A'地区）に区分され、本史跡の本質的価値である近代火薬製造のあゆみや、近世以来の歴史の重層性をよく示すエリアである。

本項では、A地区とA'地区それぞれのエリアについての活用方針を示す。A地区は板橋火薬製造所の遺構・建造物を通じ、明治初年から終戦時までの火薬生産の状況の理解に資するような活用が望ましい。一方A'地区については、従来公園本来の機能を充実させ、それを活かしながら、来場者の憩いの場としての活用が有効である。

なお築山は、近世においては加賀藩下屋敷の池泉回遊式庭園を構成する築山として、近代においては火薬の発射試験の射塚として利用され、時期において機能・利用形態が異なることから、歴史の重層性を示す遺構としての活用を検討する。

②方法

A地区は火薬生産における研究、実験、製造、貯蔵といった一連の工程を、地区内の遺構・建造物等の回遊を通じて学習することができる活用を図る。また遺構・建造物のうち燃焼実験室については、内部を公開する施設としての整備を行い、ガイダンス施設及び史跡の管理施設として活用する。燃焼実験室内部の活用に伴う具体的な整備方法については、建造物の部分部位設定を行い保護の方針を定め、整備基本計画で詳細を策定する。その他の遺構・建造物については、保存のための整備を検討しつつ、可能な限り内部公開を含めた活用をめざす。

A'地区はトイレや水飲み、ベンチなどといった公園施設が設置され、桜をはじめとした多くの樹木が植栽されており地域の特徴的な景観をなしている。今後も公園としての活用を継続するとともに、公園本来の機能の充実を図り、来場者の憩いのエリアとしての活用を行う。

なお築山については、現在射塚が表出している部分の下方部に、遺物や遺構が埋蔵する可能性があるため、射塚の発掘調査等の実施を検討し、前述した近世の築山と近代の射塚というふたつの歴史的な機能を持っていたことを踏まえながら、調査成果に基づく活用をめざす。

(2) B地区

①方向性

石神井川北岸に位置するB地区には、火薬製造所時代の爆薬理学試験室及び物理試験室等が現存している。戦後は理化学研究所がその敷地・施設を引き継いで使用してきた。建造物内部には宇宙線研究に関する実験施設等が一部遺存するとともに、ノーベル物理学賞受賞者である湯川秀樹、朝永振一郎両博士が使用していたとされる研究室も残っている。当エリアを活用することは、当所が戦後復興期の日本の科学技術研究の拠点であったという価値を理解することにつながる。

②方法

当エリアの歴史的建造物2棟を展示等の教育普及機能などを持つガイダンス施設・体験学習施設（産業ミュージアム）として活用する。建造物内部は、宇宙線研究の施設が残る部分や湯川秀樹、朝永振一郎両博士らが研究したとされる研究室などの史跡の本質的価値と密接に関わる要素であることが明らかな部分については、できるだけ現状を残し解説展示室等として活用する。この他利用の来歴が明らかでない部分については、建造物調査や文献調査を行ったうえで、企画展示を行う施設や、学校教育や生涯学習における体験学習施設などといった活用方法を検討する。なお建造物内部の活用に伴う具体的な整備方法については、部分部位の設定を行い保護の方針を定めたいうえで、整備基本計画で詳細を策定する。

なお、活用予定の歴史的建造物2棟は、平成29年度に実施した耐震診断調査の結果、耐震補強工事が必要であることが明らかになっているため、文化財修復の原則を遵守した工法を選択し、適切な活用を図る。

4. 史跡指定地外の活用方法

(1) 方向性

現在の史跡指定された範囲は、陸軍板橋火薬製造所が所在した敷地全体の一部であり、史跡指定地外においても火薬製造所の遺構・建造物が現存していることは、すでに第2章3で述べたとおりである（第2章3(2)「歴史的環境」40頁の掲載図④参照）。これらの遺構・建造物も史跡の本質的価値に密接に関わっており、火薬製造所全体の姿を示し、史跡の価値の理解を助ける多様な情報を持っているため、文化財としての追加指定等による適切な保護方法を検討することが重要となる（第6章5(4)203頁参照）。

そのため、史跡指定地は面的に保存・活用を推進し、指定地外は所有者の協力を得た上で点在する遺構・歴史的建造物を、個別的またはそれぞれを関連付けた活用方法を検討する。同時に史跡の指定地内外の遺構・建造物を相互補完的に関係付け史跡の

価値に対する理解を深める活用をめざす。

(2) 方法

「首都の巨大な軍工廠を象徴する施設群が広域的に展開する」という史跡の本質的価値を理解するために、周辺遺構・建造物を巡る見学会を実施するなど、火薬製造所の全体の規模を理解できる活用方法を検討する。またすでに失われた火薬製造所に関する遺構、建造物については、学術調査に基づき往時の実態を解明し、その成果をもとにした展覧会を実施するなどの活用をめざす。

